⑷　身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況

身分又は地位に基づいて入国・在留する外国人の状況について、「日本人の配偶者等」及び「定住者」の在留資格を見ると、新規入国者数はいずれも概ね横ばいで推移している。一方、在留外国人数はいずれも減少傾向にある。

他方で、我が国で一定年数以上在留している等所定の要件を満たす者が永住を希望する場合、永住許可を受け、「永住者」の在留資格により在留することが可能なところ、「永住者」の在留資格による在留外国人数は一貫して増加しており、平成26年末現在67万7,019人で過去最高を記録し、その数は、我が国に在留する外国人全体の31.9％を占めている。

平成25年に永住許可を受けた者は45,179人であり、永住許可前の在留資格の内訳は、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」のいずれかを有していた者が約73％を占め、就労資格を有していた者は約17％であった。

今後も、「日本人の配偶者等」や「定住者」等の在留資格を有する外国人の定着化が進行すると見込まれることや、就労資格による新規入国者数や在留外国人数は増加基調に転じていることから、将来的には就労資格からの永住許可件数が増大する可能性もあり、「永住者」の在留資格により在留することを希望する外国人は引き続き増加していくものと見込まれる。

2　我が国に不法入国・不法滞在等する外国人の状況等

⑴　個人識別情報を活用した上陸審査の状況

テロの未然防止及び不法滞在者対策のため、平成19年11月から、個人識別情報を活用した上陸審査を導入し、外国人（特別永住者等を除く。）に対して上陸申請時に指紋及び顔写真の提供を義務付けており、同制度の導入により上陸を阻止した者の数は、平成19年11月から平成26年12月末までの間で累計5,219人となっている。

過去の退去強制歴が発覚するのを避けるため、自己の指紋を傷つけるなどの偽装指紋により個人識別情報を活用した上陸審査の回避を企図する事案も発生しており、手術指紋判定プログラムを導入するなど、こうした事案への対応も行っている。

⑵　不法滞在者の状況

不法残留者数は、平成５年５月１日現在の約30万人をピークに減少し、特に、平成16年から実施した「不法滞在者５年半減計画」に基づく総合的な不法滞在者対策の結果、平成22年１月１日時点で約９万2,000人となり、平成27年１月１日時点では約６万人となっている。これを国籍・地域別に見ると、韓国が１万3,634人で全体の22.7％を占め、次いで中国が8,647人（14.4％）、タイが5,277人（8.8％）となっている。

また、不法残留となった直前の時点での在留資格について見ると、「短期滞在」が４万1,090人（68.5％）で最も多くなっている。

次に、入国管理局が退去強制手続を執った入管法違反者数は、平成26年には１万676人と前年比6.6％減となっている。これを国籍（出身地）別に見ると、中国が3,975人で全体の37.2％と最も多く、次いでフィリピン、ベトナム、韓国、タイの順となっており、これら５か国で全体の76.5％を占めている。また、退去強制事由別に見ると、平成26年は、不法残留が8,274人で77.5％、不法入国が844人で7.9％となっている。

また、平成26年中に退去強制手続を執った外国人のうち、不法就労事実が認められた者は6,702人で、入管法違反者全体に占める割合は62.8％と、不法滞在者の多くが不法就労に従事している。その稼働場所を都道府県別の比率で見ると東京都が最も多く、全体の17.5％を占めており、続いて、茨城県15.6％、千葉県が14.2％となっている。

退去強制手続は、原則として身柄を収容して手続を進めることとされているが、様々な理由により収容が長期化した場合には、被収容者の心身の状態等個々の事情を総合的に考慮し、人道的な配慮が必要と判断されれば、収容をいったん解く仮放免の許可を行っている。この仮放免されている者の数は近年増加しており、平成26年末現在は4,388人となっている。このうち、退去強制令書の発付を受けている者は平成26年末現在3,404人で、平成25年末から169人（5.2％）増加している。

⑶　偽装滞在者等に係る在留資格取消しの状況

本邦に在留する外国人の中には、偽装婚、偽装留学等、身分や活動目的を偽って上陸許可等を受け、在留資格に該当する活動を行うことなく不法就労を行うなどする、いわゆる偽装滞在者が少なからず存在し、これらの者に厳格に対応するため、平成16年の入管法の改正により在留資格取消制度が創設された。

在留資格取消しの状況を見ると、平成17年には46人であったが、平成23年には307人にまで増加し、その後若干減少したが、平成26年には286人となっている。

3　難民認定申請等の状況

平成26年に我が国が実質的に庇護を与えた者の数（庇護数）は121人であり、これは、「難民の地位に関する条約」（以下「難民条約」という。）上の難民と認定された者11人とその他の庇護を与えた者110人を合わせたものである。その他の庇護とは、難民として認定されなかった者についても、例えば本国の情勢等により帰国が困難であり、又は我が国で在留を認めるべき特別な事情があるときは、当該事情を個々に考慮した上で、人道的な配慮として、我が国への在留を特別に認めたことをいう。

難民認定申請数は、近年大幅に増加しており、平成17年には384人であったものが、平成23年以降、過去最高を更新し続け、平成26年は5,000人となり、前年に比べて約53％も増加している。申請者の国籍は、ネパール1,293人、トルコ845人、スリランカ485人、ミャンマー434人、ベトナム294人と、主にアジア地域における特定の国の出身者で占められていることが特徴的である（当該５か国で全体の約67％）。

申請者の申請時における在留状況は、正規在留者4,134人（申請者全体の約83％）、非正規在留者866人（同約17％）となっており、特に正規在留者からの申請が急増している。正規在留者の在留資格別では、短期滞在が1,813人と最も多く、続いて留学が699人、特定活動（難民認定申請）が628人、研修・技能実習が418人と続いている。非正規在留者のうち、収容令書又は退去強制令書が発付された後に申請を行った者は684人となっている。

また、申請者全体の約20％に当たる1,019人が、過去に難民認定申請を行ったことがあり、このうち正規在留者は696人、非正規在留者は323人となっている。

Ⅲ　出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

我が国の経済は、デフレの長期化や世界的な金融危機等により、20年以上にわたって低成長を続けてきたが、近年は持ち直しつつある。この間、我が国においては、急速に少子高齢化が進み、既に1990年代半ばには生産年齢人口が減少に転じ、総人口も減少を始めている。他方で、我が国を訪れる外国人は近年急増し、とりわけアジアからの訪日外国人は大きく伸びている。2020年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるなど、今後も更に訪日外国人が増加すると見込まれる。

国外情勢に関して言えば、この10年間におけるアジア諸国の経済成長は極めて高く、今後も当分は高水準の経済成長が続くとされる一方、依然として世界各地で紛争やテロが発生しており、シリアにおいて邦人が拘束・殺害される事案が発生するなど、我が国は、絶えず新たな状況と課題に直面している。

このような状況下において、我が国が閉塞状態から完全に脱却し、再び経済成長を遂げるため、政府は、アジア諸国の成長を取り込みつつ、規制緩和等を通じた構造改革や、成長が見込まれる分野への投資、人材の移動、イノベーションの推進等を図るべく、様々な施策に取り組んでいる。また、我が国の大きな魅力の一つは安全であり、世界一安全な国を目指して様々な課題にも積極的に取り組んでいるところである。